

平成22年（行ウ）第2号  
原告 奥村悦夫 外6名  
被告 今治市 外5名

## 準備書面（35）

2012年 1月 24日

松山地方裁判所 御中

### 被告準備書面（3）への反論 その3

#### いかなる図書をどのくらい購入するかは市長の広範な裁量に 委ねられていないこと

#### 1、いかなる図書をどのくらい購入するかは市長の広範な裁量に委ねられていない

被告準備書面（3）の3～4頁で、「住民訴訟は、『予算執行の適正確保の見地から看過し得ないものである場合』に限り、財務会計行為の違法性を問うことができるものである」とし、この「予算執行の適正確保の見地から看過し得ないものである場合」を詳細にしめしたとする「平成17年大阪高裁判決」（以下「大阪高裁判決」という。）を引用し、「本件は、予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵の存する場合ではない」と主張する。しかしながら、被告らのこの主張は、次に述べる理由から失当である。

#### （1）事務・財政の効率原則から、採択教科書の購入を既定される

被告らが、「本件は、予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵の存する場合ではない」とする根拠理由の一つは、次のとおりである。

本件における図書等の購入は、民間と同じ立場において行う私法上の行為に当たるものであり、法律によって何らかの制限を受けるような行為

でないことはいうまでもない。通常必要な部数を必要の都度購入するものであり、いかなる図書をどのくらい購入するかは市長の広範な裁量に委ねられている。

しかし、次の理由から、「いかなる図書を購入する」のか、「どのくらい購入するか」は、「市長の広範な裁量に委ねられ」ていないことは明白である。

### ⑦事務・財政の効率原則からの既定

まず、以下に示す地方自治法、地方財政法、今治市契約規則で明らかに、事務及び財務行為の原則として、「最少の経費で最大の効果を挙げる」との規定を受ける。

#### 地方自治法第1条の2

地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

#### 同法第2条第14項

地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

#### 同法第234条

売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

3 普通地方公共団体は、一般競争入札又は指名競争入札（以下この条において「競争入札」という。）に付する場合においては、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、普通地方公共団体の支出の原因となる契約については、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者以外の者を契約の相手方とすることができる。

#### 地方財政法第4条

地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要かつ最小の限度をこえて、これを支出してはならない。

#### 今治市契約規則第26条

市長は、一般競争入札により工事又は製造の請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするものとする。

2 市長は、総合評価一般競争入札を行った場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、落札者決定基準を満たす者であって、価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをしたものを落札者とするものとする。

#### 同規則第27条

市の所有に属する財産と、市以外の者の所有に属する財産との交換に関する契約については、それぞれの財産の見積価格の差額その他の条件が市にとって最も有利な申込みをした者を落札者とするものとする。

上記の既定により、購入する図書は、採択教科書に限定され、その数量に関しても学校数と各教科の教員数などとの関係で既定される。

そのことは、「平成22年度 中学校教師用教科書・指導書の購入について（事前伺）」（以下「購入事前伺書」という。証拠甲47号証）の2枚目に購入する目的として、「平成21年8月27日の教育委員会において、平成22年度中学校用教科書が採択され、それに伴い、必要になった教師用教科書を購入いたしたい。併せて指導書についても購入いたしたい。」とあり、同証拠7枚目の「平成22年度使用教科書指導書の変更点について」の「採択変えによる変更」（次頁参照）に、本件図書である国語、社会（歴史的分野）、社会（公民的分野）とあり、しかも、「歴史教

科書は1・2年生で使用するが、2年生は現在使用中の教科書をそのまま継続して使用する」と明記されている。つまり、2年生（当時）の生徒との関係では、本件歴史教科書を購入する必要がなく、1年生（当時）と新たに入学する新1年生との関係で必要にあるということで、本件採択と本件図書の購入と明確に指し示している。

#### 証拠甲47号証の7枚目

##### 平成22年度使用教科書指導書の変更点について

##### 1 採択替えによる変更

	教科	学年	教科書の変更点	備 考
中学校	国語	1年	教育出版→三省堂	学習指導要領に示された指導内容は2・3年生で一括したものになっているため、3年生は継続性を考慮して、現行の教科書会社のものを使用することになっている。
		2年	教育出版→三省堂	
	社会(歴史的分野)	1年	東京書籍→扶桑社	歴史教科書は1・2年生で使用するが、2年生は現在使用中の教科書をそのまま継続して使用する。
	社会(公民的分野)	3年	日本文教出版→扶桑社	

#### ④教育活動上の図書の購入の既定

原告準備書面（34）で述べた教育活動上の必要性から、教員らには、採択され教科書及び教師用指導書が不可欠である（詳細は、原告準備書面（34）のとおりである。）。よって、購入する教科書は、この教育活動上の既定を受け、「いかなる図書をどのくらい購入するかは市長の広範な裁量に委ねられ」はしない。

## 結語

以上のように㊦の事務及び財務行為の原則の既定と㊧の教育活動上の既定を受けるのである。つまり、「いかなる図書をどのくらい購入するかは市長の広範な裁量に委ねられている」、「民間と同じ立場において行う私法上の行為に当たるものであり、法律によって何らかの制限を受けるような行為でないことはいうまでもない」との被告らの主張は失当である。

以上